

霧島市個人情報保護条例 の改正の概要

総務課 文書法制グループ

1. 改正の概要



2. 改正の要点



3. 改正箇所解説



4. 条例の施行日



5. まとめ

1. 改正の概要

法改正を受けた個人情報保護条例の改正対応

個人情報保護法等の改正

○平成28年5月27日に「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号。以下「行政機関個人情報保護法」という。)」等が改正され、①個人情報の定義(個人識別符号)の明確化、②要配慮個人情報の取扱い、③民間事業者からの提案を受けて特定の個人を識別できないように個人情報を加工した「非識別加工情報」を作成・提供する仕組み等の規定が設けられ、平成29年5月30日から施行されました。

○これは、平成27年9月9日に「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)」が改正され、民間部門の個人情報保護制度としてパーソナルデータ(個人の行動、状態等に関する情報)の利活用を推進する「匿名加工情報」の仕組みなどが設けられたことにより、公的部門においても同制度の導入することについて、「行政機関等が保有するパーソナルデータに関する研究会」で検討され、その結果を踏まえ、国の行政機関の個人情報保護制度として行政機関個人情報保護法の改正を行うこととなったものです。

個人情報保護条例の改正

○地方公共団体に対しては、国の「個人情報の保護に関する基本方針」において、「特に、行政機関個人情報保護法を参考としつつ、個人情報の定義の明確化、要配慮個人情報の取扱い、非識別加工情報を提供するための仕組みの整備等の事項について留意することが求められる」との記載がなされたことに伴い、行政機関個人情報保護法の改正の趣旨を踏まえ、地域の実情に応じた適切な個人情報保護対策を実施するため、個人情報保護条例の見直しに取り組むことが必要となります。

1. 改正の概要

法改正を受けた個人情報保護条例の改正

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の改正

- ・ 個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律第65号）

行政機関個人情報保護法（平成15年法律第58号）の改正

- ・ 行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律（平成28年法律第51号）

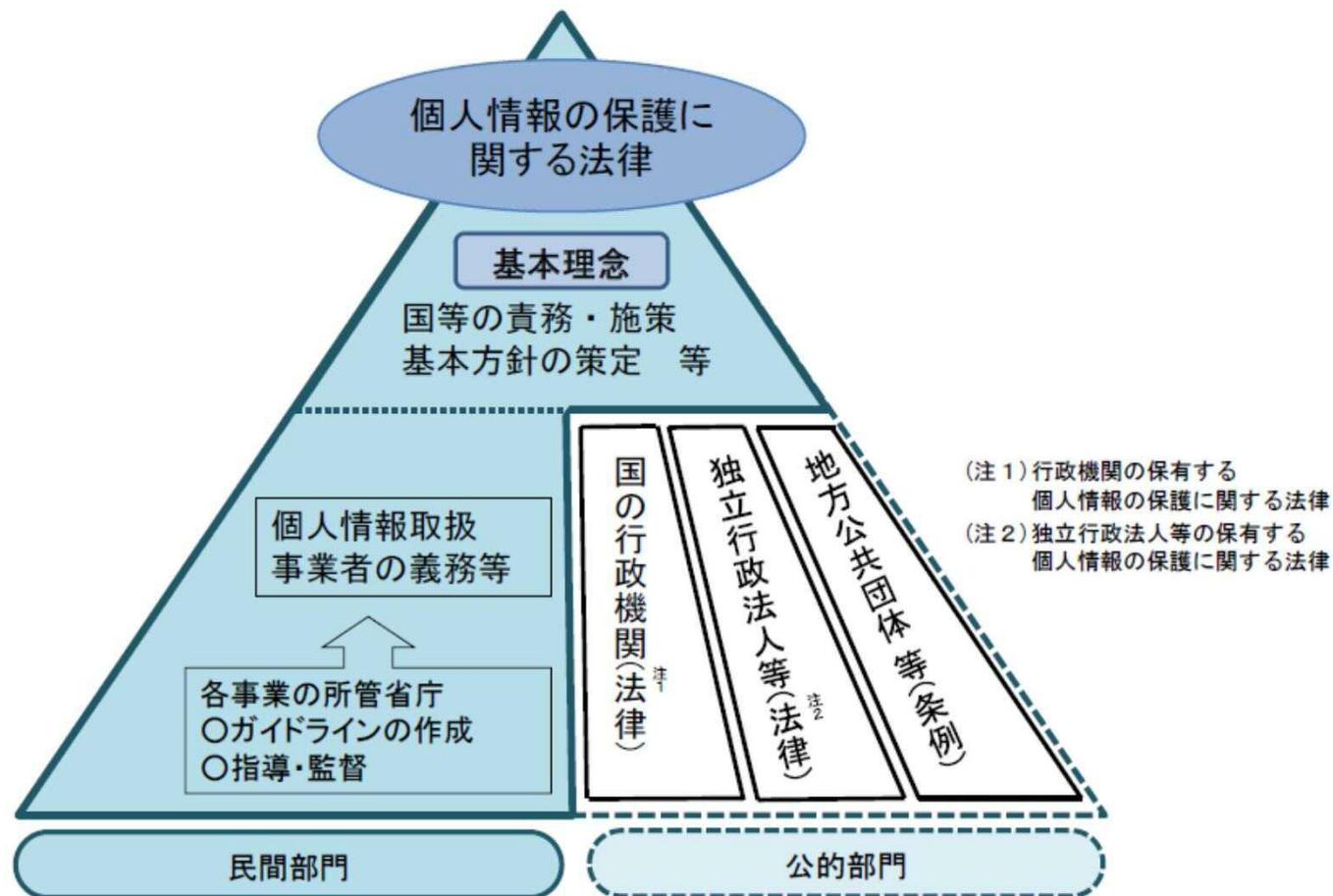
霧島市個人情報保護条例（平成17年条例第11号）の改正

図1 個人情報保護条例の改正に至る経緯

1. 改正の概要

法律と条例の関係

図2 出典: 個人情報保護条例の見直し等について(平成29年6月30日九州ブロック説明会資料)
総務省地域情報政策室作成



2. 改正の要点

(参考) 行政機関個人情報保護法の改正の概要

① 個人情報の定義の明確化

- ・個人識別符号(指紋・顔認識データ、旅券番号)の定義を新設

② 要配慮個人情報の取扱いの規定

- ・要配慮個人情報(人種、信条、病歴等)についての定義を新設
- ・要配慮個人情報が含まれる旨を個人情報ファイル簿に記載

③ 行政機関、独立行政法人等における非識別加工情報制度の導入

- ・非識別加工情報(特定の個人を識別することができないように個人情報を加工した情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたもの)の定義を規定
- ・民間事業者の提案を受けて、行政機関等において適切に審査
- ・提案者との間で利用契約を締結し、非識別加工情報を作成、提供
- ・非識別加工情報の対象となる個人情報の範囲を規定
- ・非識別加工情報の取扱いについては、官民を通じて個人情報保護委員会が一元的に所管

2. 改正の要点

(参考) 国の行政機関における非識別加工情報の作成・提供の仕組み

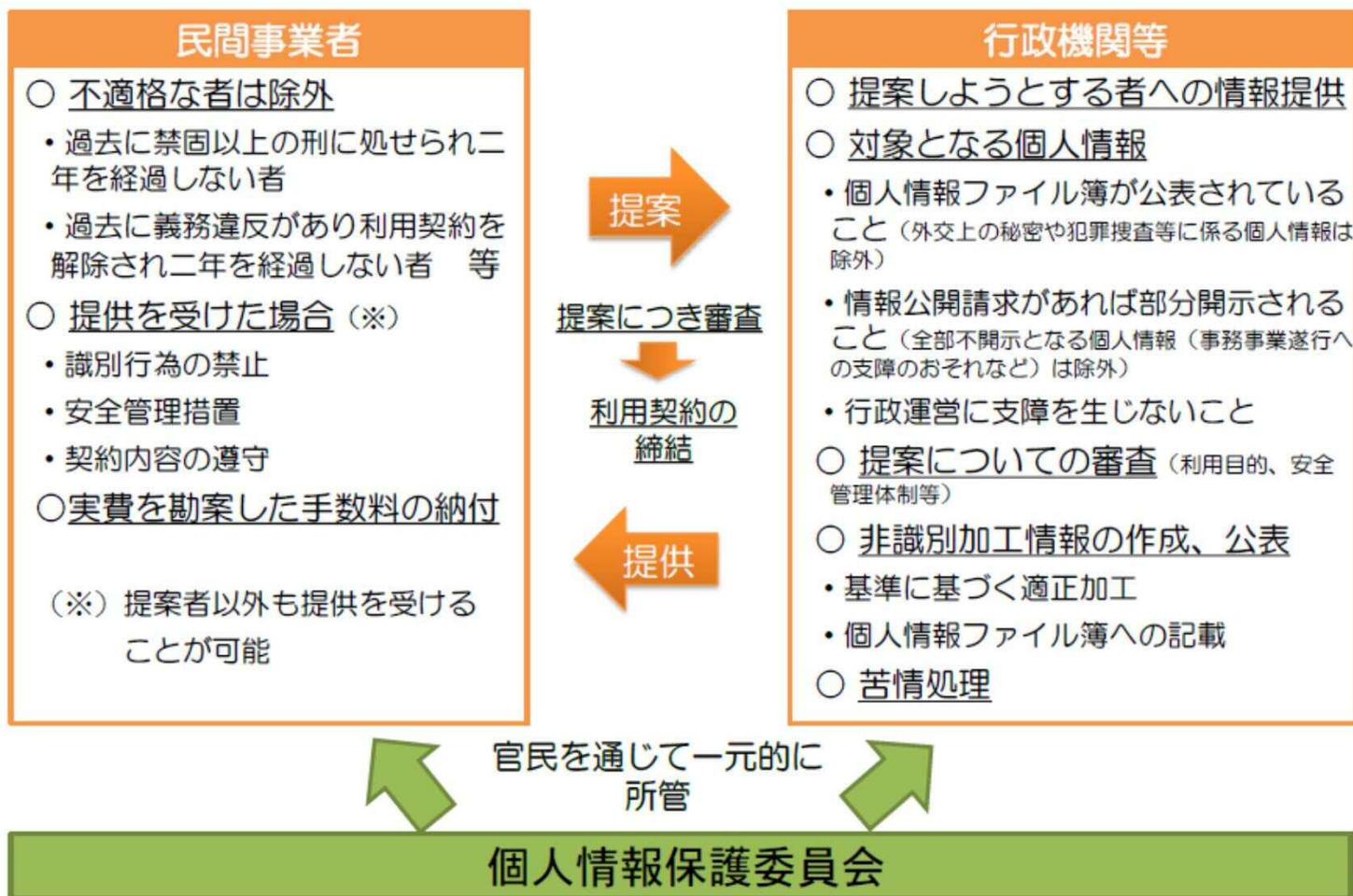


図3 出典: 個人情報保護条例の見直し等について(平成29年6月30日 九州ブロック説明会資料)総務省地域情報政策室作成

2. 改正の要点

個人情報保護条例の見直しの方向性

参考 「地方公共団体が保有するパーソナルデータに関する検討会報告書」H29.5.19公表

① 個人情報の定義の明確化

- ・個人情報の定義について、「個人識別符号」は、行政機関個人情報保護法等と同じ定義にすることが適当
- ・個人情報には、「他の情報との照合することにより特定の個人を識別することができるもの」を含むことが適当

② 要配慮個人情報の取扱いの規定

- ・要配慮個人情報の定義には、行政機関個人情報保護法の改正に伴い、「要配慮個人情報」と規定された情報を含めることが適当
- ・個人情報ファイル簿等に「要配慮個人情報の有無」を記載することが適当
- ・要配慮個人情報の収集制限については、行政機関個人情報保護法の個人情報の保護の範囲を超えるものであることから、収集制限を行うにあたっては、行政機関個人情報保護法の趣旨を踏まえながら、各団体において適切に判断することが必要

2. 改正の要点

個人情報保護条例の見直しの方向性

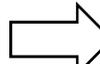
参考 「地方公共団体が保有するパーソナルデータに関する検討会報告書」H29.5.19公表

③ 行政機関、独立行政法人等における非識別加工情報制度の導入

- ・民間部門、国及び地方公共団体における匿名加工情報及び非識別加工情報の定義並びに加工の基準等は、同等の内容であることが適当
- ・地方公共団体が加工及び安全管理措置の基準を作成するにあたっては、個人情報保護審議会等に諮問し、意見を聴くことが適当
- ・個人情報保護審議会等は、地方公共団体における非識別加工情報の取扱いについて調査し、又は諮問に応じ審議し、意見を述べるができることとすることが適当
- ・非識別加工情報の作成に用いられる個人情報ファイルについては、個人情報ファイル簿を作成の上、ホームページに掲載することが適当
- ・既に個人情報取扱事務登録簿を作成・公表している場合において、非識別加工情報の仕組みのために個人情報ファイル簿を新たに作成・公表する場合には、個人情報ファイル簿のみ作成・公表することも考えられる。一方、個人情報取扱事務登録簿を引き続き、作成・公表し、個人情報ファイル簿を非識別加工情報の対象となるもの限定して作成・公表することも考えられる。

2. 改正の要点

個人情報保護条例の改正の検討

- ① 個人情報の定義の明確化  改正
- ② 要配慮個人情報の取扱いの規定  改正
- ③ 行政機関、独立行政法人等における非識別加工情報制度の導入  見送り

③の非識別加工情報制度の導入は、従来の個人情報の厳格な利用制限に対して、積極的な活用を試みるといった特徴があり、各地域における地方公共団体の保有するパーソナルデータに対するニーズの把握、行政機関として自治体が保有する個人情報の漏えいに対する不安が払拭される情報加工の方法・体制等の検討、その安全確保のための措置等、クリアすべき課題も多く、「地方公共団体が保有するパーソナルデータに関する検討会報告書」においても、都道府県、指定都市などが積極的に非識別加工情報の仕組みを導入し、他の地方公共団体を牽引していくことが期待されています。

このようなことを踏まえ、導入に当たっては、技術的な情報加工を伴うことから情報処理担当部署と対応を協議し、処理方法を検討する必要があることから、都道府県及び指定都市の条例改正を参考にしながら、将来において市条例を改正することとします。

したがって、今回は、①及び②に対応するための改正を行います。

2. 改正の要点

① 個人情報の定義(個人識別符号)の明確化

個人情報の定義を明確化するため、個人情報保護法と行政機関個人情報保護法の次の内容が改正されました。

【個人情報保護法】

・個人情報保護法における「個人情報」は、「特定の個人を識別することができるもの」として社会通念に基づき判断される。また、容易照合性の要件により、個人情報該当性が事業者ごとに判断される。

事業者から、個人情報の定義の「個人情報の範囲についての法解釈の曖昧さ」を理由に、パーソナルデータの利活用を躊躇せざるを得ないと指摘を受けて、個人情報該当性の判断を容易かつ客観的にするため、個人情報保護法における個人情報の定義を改正

・政令で定める指紋データ、旅券番号等の個人識別符号が個人情報に該当することを明確化

【行政機関個人情報保護法】

・「(氏名、生年月日その他の)記述等」の定義について、「文書、図画若しくは電磁的記録(中略)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。)をいう。」を明記

・「個人情報」に、「個人識別符号」が含まれることを明確化



以上の改正を受けて、市条例においても「個人情報」の定義を明確化するための改正を行うこととなります。

【個人情報保護条例】条例第2条第2号に、行政機関個人情報保護法と同様の「個人識別符号」の定義を条例に追加する。

2. 改正の要点

① 個人情報の定義(個人識別符号)の明確化

「地方公共団体が保有するパーソナルデータに関する検討会報告書」H29.5.19公表

個人識別符号の導入に関して、「地方公共団体が保有するパーソナルデータに関する検討会」から次の考えが示されました。

- ・個人識別符号を導入したとしても、地方公共団体は、個人情報の範囲を他の情報と十分に照合して判断しているため、個人情報の範囲が拡大する範囲は極めて限定的
- ・個人情報の範囲が変わらないとしても、法改正で個人識別符号が導入されたのに、なぜ個人情報保護条例では個人識別符号を導入しないのかという住民の声が考えられる。
- ・個人情報の範囲は必ずしも明確ではないので、個人識別符号概念の導入に意義がある。

次のとおり条例を改正します。



個人情報の定義を明確化することは、地方公共団体及び住民にメリットがあると考えられるため、個人情報保護条例においても、指紋データ、旅券番号等の個人識別符号が個人情報に該当することを明確化するため、個人情報の定義を行政機関個人情報保護法の定義に合わせる。

新	旧
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px;"><p>個人情報</p><div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin: 5px 0;">その他記述等</div><div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin: 5px 0; background-color: #ccc;">個人識別符号</div><div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin: 5px 0; background-color: #ccc;">指紋データ、旅券番号等</div></div>	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px;"><p>個人情報</p><div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin: 5px 0;">その他記述等</div><div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin: 5px 0; background-color: #ccc;">指紋データ、旅券番号等</div></div>

2. 改正の要点

① 個人情報の定義(個人識別符号)の明確化／他の情報との照合に関する改正

- ・個人情報の定義には、個人が識別される情報であることが含まれるが、個人情報保護法では、特定の個人を識別するにあたり、「照合の容易性」を要件としている。
- ・一方、行政機関個人情報保護法では、行政に対する国民の信頼確保の要請などから、国の行政機関における個人情報の取扱いについて、より厳格に規律するため、照合の容易性を要件としていない。

<個人情報保護法>照合の容易性あり

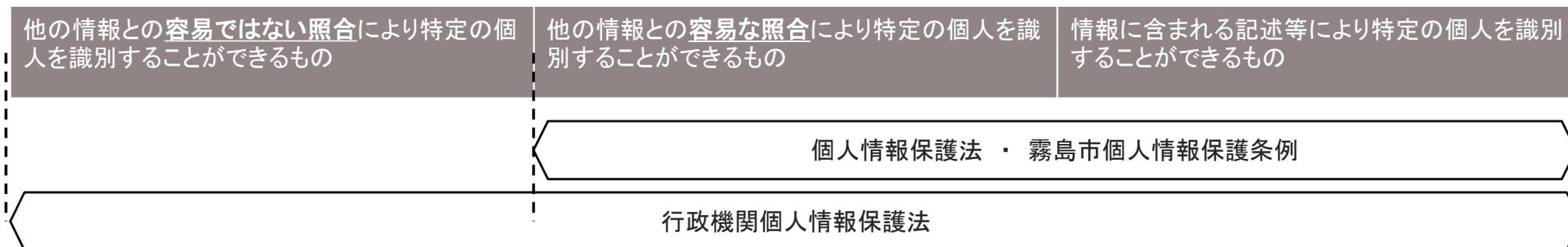
<行政機関個人情報保護法>照合の容易性なし

<霧島市個人情報保護条例>照合の容易性あり

・行政機関個人情報保護法における個人情報の範囲は、個人情報保護法と比較して、他の情報との「容易ではない照合」により、特定の個人を識別することができる分だけ広い。(下図参照)

・「容易に照合しうること」を要件とすれば、個人情報の範囲は狭くなる。

図4 個人情報の範囲（地方公共団体が保有するパーソナルデータに関する検討会報告書より抜粋し、一部を加工）



2. 改正の要点

① 個人情報の定義(個人識別符号)の明確化／他の情報との照合に関する改正

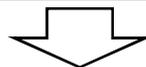
「地方公共団体が保有するパーソナルデータに関する検討会報告書」H29.5.19公表

他の情報との照合に関して、「地方公共団体が保有するパーソナルデータに関する検討会」から次の考えが示されました。

・個人情報保護法は、民間部門にも適用されるため、民間の営業の自由への配慮から個人情報のある程度限定することが必要であったが、個人情報保護条例は、国の行政機関と同様に、行政に対する住民の信頼確保の要請などから、個人情報の取扱いについて事業者(個人情報保護法)より厳格に規律する必要があると考えられる。

・個人情報保護条例においても、行政機関個人情報保護法と同様に、照合の容易性を要件にせず、他の情報との照合により特定の個人を識別することができるものを含むことが適当

次のとおり条例を改正します。



・行政機関個人情報保護法と同様に、照合の容易性を要件にせず、他の情報との「容易ではない照合」により特定の個人を識別することができるものを個人情報の定義に含める。

新	旧
<p><個人情報> 生存する個人に関する情報であって、次のいずれかに該当するもの。 ・当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（中略）により特定の個人を識別することができるもの。 ※他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。</p>	<p><個人情報> 生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの。 ※他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。</p>

容易に照合できない情報であっても、他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなれば、個人情報に該当し、保護の対象となります。⇒住民にとってはメリット

2. 改正の要点

① 個人情報の定義(個人識別符号)の明確化

個人情報保護条例の見直しの内容

① 個人情報の定義の明確化

- ・個人情報の定義について、個人識別符号は、行政機関個人情報保護法等と同じ定義にすることが適当
⇒行政機関個人情報保護法等と同じ定義に改正します。
- ・個人情報に他の情報との照合により特定の個人を識別することができるものを含むことが適当
⇒定義を「他の情報と容易に照合することができるもの」から「他の情報と照合することができるもの」に変更します。

2. 改正の要点

② 要配慮個人情報の取扱いの規定

個人の思想、信条、信教等のセンシティブ情報を「要配慮個人情報」として定義するため、個人情報保護法と行政機関個人情報保護法の次の内容が改正されました。

・諸外国では、人種、思想、信条等に係る情報の収集の制限等、その性質ゆえ慎重な取扱いを求めるべき情報を定めることが趨勢であり、また、省庁のガイドラインや地方公共団体の条例で一定のセンシティブ情報の取扱いを定めることが一般的であったが、これまでの間、個人情報保護法と行政機関個人情報保護法には、センシティブ情報の取扱いが明文化されていなかった。

・個人情報保護法及び行政機関個人情報保護法の改正により、「人種、信条、病歴等」のセンシティブ情報を「要配慮個人情報」と定義するとともに、個人情報ファイルを保有する際の総務大臣への事前通知の項目として、「記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨」と追加



一方、市条例では、第6条第3項において、「思想、信条、信教及び犯罪歴に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報」の収集を既に禁止しており、「法令に定めがあるとき」、「審議会の意見を聴いて実施機関が必要と認めるとき」に収集の例外規定を設けて、センシティブ情報に対応しているところです。

行政機関個人情報保護法におけるセンシティブ情報(法第2条第4項)	条例におけるセンシティブ情報(条例第6条第3項)
本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報	思想、信条、信教及び犯罪歴に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報
収集制限 なし	収集制限 あり

2. 改正の要点

② 要配慮個人情報の取扱いの規定

「地方公共団体が保有するパーソナルデータに関する検討会報告書」H29.5.19公表

要配慮個人情報の導入に関して、「地方公共団体が保有するパーソナルデータに関する検討会」から次の考えが示されました。

- ・地方公共団体がセンシティブ情報を要配慮個人情報として取り扱うことを明確にするため、センシティブ情報の収集制限に係るこれまでの規定だけでなく、要配慮個人情報の定義を設けることが必要
- ・要配慮個人情報の定義を設けるからには、要配慮個人情報について、その有無を個人情報保護ファイル簿等に記載するなど収集制限以外の取扱いの配慮を検討することが必要
- ・地方公共団体が保有する個人情報に関しても、本人に対する不当な差別又は偏見が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する個人情報を明確にする必要性は変わらない。個人情報保護条例においても、要配慮個人情報の定義を設けることが適当

次のとおり条例を改正します。



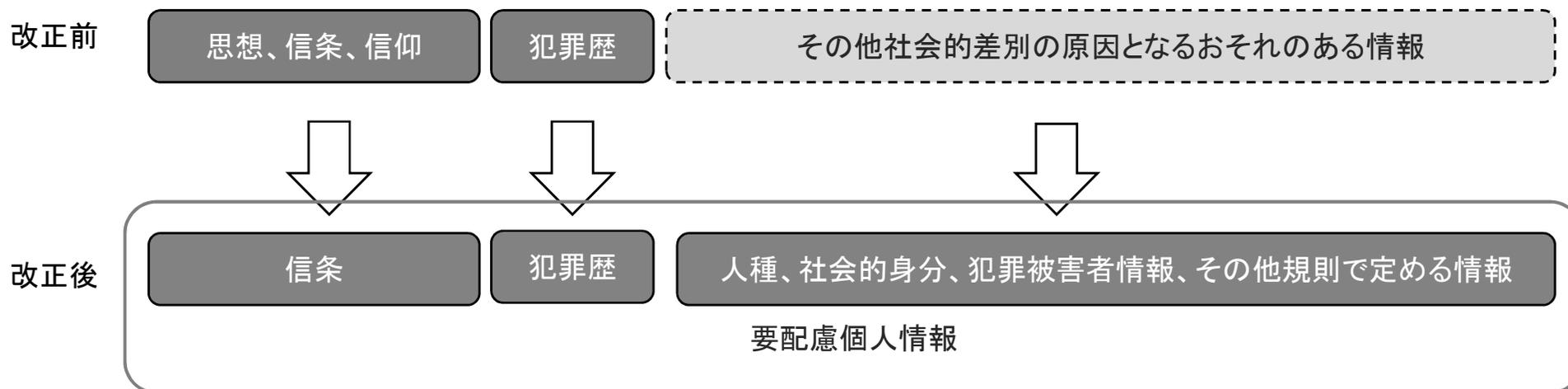
- ・個人情報保護条例においても、要配慮個人情報の定義を設ける。

新	旧
○本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実 ○その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして規則で定める記述等が含まれる個人情報	○思想、信条、信教及び犯罪歴に関する個人情報 ○社会的差別の原因となるおそれのある個人情報

2. 改正の要点

② 要配慮個人情報の取扱いの規定／改正イメージ

条例第2条第3号に定義を設けて、「要配慮個人情報」として取り扱うことで、次のとおり取り扱いを変更します。



破線部分「社会的差別の原因となるおそれのある情報」について、具体的には、人種、民族に関する情報、歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域の出身者であるという事実に関する情報等と考えておりますが、その情報の範囲は行政の裁量によるところがあり、明確ではありませんでした。

要配慮個人情報が行政機関個人情報保護法に定義されたことにより、従来「社会的差別の原因となるおそれのある情報」として取り扱っていた「センシティブ情報」を要配慮個人情報のうち「人種、社会的身分、犯罪被害その他規則で定める記述」として取り扱うこととします。

2. 改正の要点

② 要配慮個人情報の取扱いの規定／成年被後見人等の情報の取扱い

<課題> 霧島市の個人情報事務取扱台帳を確認したところ、省令の基づき東京法務局から本市の市民課に通知される「成年被後見人」の情報、民法改正前に戸籍に記載された「禁治産者及び準禁治産者」の情報について、市民課が「センシティブ情報」として慎重な取扱いを行っておりますが、個人情報保護法及び行政機関個人情報保護法上の「要配慮個人情報」には定義されませんでした。



次のとおり条例施行規則を改正します。

規則で規定する「その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するもの」に「成年被後見人」等を含める措置を採ります。

成年後見制度とは

・認知症や知的障害のある方など判断能力の不十分な方々の財産管理や身上監護を権限を与えられた成年後見人等が行うことによって、本人を保護し、支援する制度のこと。過去には、「禁治産者」「準禁治産者」の制度があり、戸籍に禁治産者等の宣告を受けた事実が記載されており、現在も記載されています。

・平成12年4月から現行の成年後見制度に変更され、戸籍への記載が廃止され、成年後見人などの権限が登記されることとなりました。成年後見の登記については、本人や成年後見人などの限られた者からの請求に基づき、登記官が発行する「登記事項証明書」により開示されます。（広く一般に公開されるものではない。）

霧島市の成年被後見人等の情報に関する取扱い

・「禁治産者」及び「準禁治産者」の宣告の事実が未だ戸籍に記載されています。成年後見の登記事項については、後見登記等に関する省令（平成12年法務省令第2号）第13条に基づき東京法務局から登記された成年被後見人等の情報が通知され、市のデータファイルに登録されています。

・霧島市個人情報取扱台帳に登録している事務のうち、身分証明事務等の5件において、「禁治産者」及び「準禁治産者」並びに「成年被後見人等」の情報を制限的取扱事項として登録しています。

2. 改正の要点

② 要配慮個人情報の取扱いの規定／成年被後見人等の情報の取扱い

条例の改正前後における取扱い

改正前

思想、信条、信仰

犯罪歴

その他社会的差別の原因となるおそれのある情報

改正後

信条

犯罪歴

人種、社会的身分、犯罪被害者情報、その他規則で定める情報

要配慮個人情報

その他規則(政令)で定める情報	行政機関個人情報保護法におけるその他政令で定める情報(行政機関個人情報保護法施行令第4条)	条例におけるその他規則で定める情報(予定)
障害、医師による診断	○	○
成年被後見人等	×	○

国は、成年被後見人等の情報は「要配慮個人情報」に含めていません。

市が規則に規定することにより、市の取り扱う要配慮個人情報の定義が国の定義より拡大とすることになります。

2. 改正の要点

② 要配慮個人情報の取扱いの規定／個人情報ファイル簿等への記載

「地方公共団体が保有するパーソナルデータに関する検討会報告書」H29.5.19公表

要配慮個人情報の導入に関して、「地方公共団体が保有するパーソナルデータに関する検討会」から次の考えが示されました。

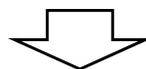
・地方公共団体が保有する個人情報に関しても、要配慮個人情報の取扱いについて一層の透明性の向上を図る重要性がある。地方公共団体においても個人情報ファイル簿等(個人情報ファイル簿や個人情報取扱事務登録簿)に要配慮個人情報の有無を記載することが適当

・既に個人情報取扱事務登録簿を公表している地方公共団体においては、個人情報の保有状況を明らかにする観点からは、新たに個人情報ファイル簿を作成することまでは求められない。

<個人情報ファイル簿> 個人情報ファイル単位の作成、記録項目が個人情報取扱事務登録簿より詳細

<個人情報取扱事務登録簿> 事務単位の作成、行政文書に散在的に記録されている個人情報も対象としており網羅的

次のとおり条例施行規則を改正します。



個人情報取扱事務登録簿に要配慮個人情報の有無を記載する。

新	旧
要配慮個人情報 <input type="checkbox"/> 人種 <input type="checkbox"/> 信条 <input type="checkbox"/> 社会的身分 <input type="checkbox"/> 病歴 <input type="checkbox"/> 犯罪の経歴 <input type="checkbox"/> 犯罪により害を被った事実 <input type="checkbox"/> 障害 <input type="checkbox"/> 健康診断等の結果 <input type="checkbox"/> 医師による指導・診療・調剤 <input type="checkbox"/> その他規則に定める記述等	制限的取扱項目 <input type="checkbox"/> 思想・信条 <input type="checkbox"/> 信教 <input type="checkbox"/> 支持政党 <input type="checkbox"/> 人種・民族 <input type="checkbox"/> 犯罪歴 <input type="checkbox"/> その他社会的差別の原因となる事項

2. 改正の要点

② 要配慮個人情報の取扱いの規定／要配慮個人情報の収集制限

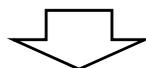
「地方公共団体が保有するパーソナルデータに関する検討会報告書」H29.5.19公表

要配慮個人情報の導入に関して、「地方公共団体が保有するパーソナルデータに関する検討会」から次の考えが示されました。

・多くの個人情報保護条例において、センシティブ情報の収集が制限されているが、行政機関個人情報保護法では、今回の改正により要配慮個人情報に限った収集制限は設けられていない。これは、行政機関個人情報保護法では、従来、センシティブ情報を含む個人情報の取得にあたり、個人情報の保有制限、個人情報ファイル簿の公表など、厳格な規律が設けられているなどの考え方によるものである。

・個人情報保護法第5条では、地方公共団体の責務として、その区域の特性に応じて必要な施策を実施することが規定されているところ、要配慮個人情報の収集制限を行うことは、行政機関個人情報保護法における個人情報の保護の範囲を超えるものである。

・要配慮個人情報の収集制限については、収集制限を行う情報の範囲（現在、収集制限を行ってセンシティブ情報にとどめる）を含めて、行政機関個人情報保護法の趣旨を踏まえながら、各地方公共団体において地域の特定において適切に判断されるべき。



次のとおり条例を改正します。

・要配慮個人情報の収集制限については、これまでのセンシティブ情報の収集制限の規定を改正し、引き続き収集制限を行うこととする。

新	旧
<p><収集制限情報> 要配慮個人情報 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして規則で定める記述等が含まれる個人情報 <除外規定> 変更なし</p>	<p><収集制限情報> センシティブ情報 思想、信条、信教及び犯罪歴に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報 <除外規定> ・法令等の規定に基づくとき ・霧島市個人情報保護審議会の意見を聴いた上で、個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために必要があると実施機関が認めるとき</p>

2. 改正の要点

② 要配慮個人情報の取扱いの規定

個人情報保護条例の見直しの内容

② 要配慮個人情報の取扱いの規定

- ・要配慮個人情報の定義には、行政機関個人情報保護法の改正により、要配慮個人情報と規定された情報を含めることが適当
⇒行政機関個人情報保護法の要配慮個人情報の定義を含めるため、条例第2条の定義に「要配慮個人情報」を加えます。
⇒これまでセンシティブ情報として取り扱っていた成年被後見人等の情報が行政機関個人情報保護法の「要配慮個人情報」に含まれていなかったことから、規則を改正し、要配慮個人情報の定義に含めることとします。
- ・個人情報ファイル簿等に要配慮個人情報の有無を記載することが適当
⇒個人情報事務取扱簿に要配慮個人情報の有無を記載するよう変更(規則を改正)します。
- ・要配慮個人情報の収集制限については、行政機関個人情報保護法の個人情報の保護の範囲を超えるものであり、収集制限については、行政機関個人情報保護法の趣旨を踏まえながら、各団体において適切に判断することが必要
⇒収集制限は、住民にとってメリットになるので、規定を残します。

3. 改正箇所解説

① 個人情報の定義(個人識別符号)の明確化 第2条第1号/他の情報との照合性

新	旧
<p>(1) 個人情報 生存する個人に関する情報であつて、<u>次のいずれかに該当するもの</u>をいう。</p> <p>ア <u>当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式をいう。次号イにおいて同じ。))で作られる記録をいう。以下同じ。)に記載され、若しくは記録され、又は、音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。)をいう。以下同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)</u></p> <p>イ <u>個人識別符号が含まれるもの</u></p>	<p>(1) 個人情報 生存する個人に関する情報であつて、<u>当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)</u>をいう。</p> <p>ア (新設)</p> <p>イ (新設)</p>

<解説>

- ・改正前の「その他の記述等」には、個人に付された番号等や個人の指紋等が含まれていましたが、改正により、個人識別符号に該当するものは改正後の「イ」に定義されます。
- ・個人情報であるためには、個人が識別される情報であることが必要ですが、他の情報と照合することにより個人が識別される場合も含まれます。
- ・氏名不詳の情報であっても、特定の関係者には誰のことであるか容易に識別できる場合は、「特定の個人を識別することができるもの」として保護する必要があります。(匿名の直筆投書等で、その内容等から特定の個人が識別できる場合などがある。)

3. 改正箇所解説

① 個人情報の定義(個人識別符号)の明確化 第2条第2号/個人識別符号の定義

新	旧
<p>(2) <u>個人識別符号</u> 次のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、規則で定めるものをいう。</p> <p>ア <u>特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの</u></p> <p>イ <u>個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの</u></p>	<p>(新設)</p> <p>個人識別符号の具体例(行政機関個人情報保護法施行令)</p> <ul style="list-style-type: none">・顔の骨格、皮膚の色、目・鼻・口その他顔の部位の位置及び形状によって定まる容貌・発声の際の声帯の振動、声門の開閉、声道の形状・静脈の形状・指紋又は掌紋・旅券の番号・基礎年金番号・免許証の番号・住民票コード・個人番号(マイナンバー)

<解説>

個人識別符号として定めるべき符号は、それそのものから特定の個人を識別することができるものであり、保有者によって特定の個人を識別できるか否かの判断が異なることはないものであります。

個人識別符号の詳細は、規則で定めませんが、「地方公共団体が保有するパーソナルデータに関する検討会報告書」により、個人情報保護法(個人情報保護法施行令及び施行規則)、行政機関個人情報保護法(行政機関個人情報保護法施行令及び施行規則)と同じ定義にすることが適当とされています。

3. 改正箇所解説

② 要配慮個人情報の取扱いの規定

第2条第3号／要配慮個人情報の定義

新	旧
<p><u>(3) 要配慮個人情報 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして規則で定める記述等が含まれる個人情報をいう。</u></p>	<p>(新設)</p> <p>規則で定める記述等の具体例(参考 行政機関個人情報保護法施行令)</p> <ul style="list-style-type: none">・身体障害、知的障害、精神障害その他心身の機能の障害・健康診断等の結果・医師による指導、診療、調剤が行われたこと。・被疑者又は被告人として刑事事件に関する手続が行われたこと。・少年法に係る少年の保護事件に関する手続が行われたこと。・医師又は精神保健福祉センターにより精神障害や発達障害があると診断又は判定されたこと。

<解説>

これまで条例においては、「センシティブ情報」について、収集制限の規定を設けて、その取扱いに配慮してきたものの、第2条の定義に規定を設けてはおりませんでした。今般の行政機関個人情報保護法の改正に伴い、市が保有する個人情報に関しても、本人に対する不当な差別又は偏見が生じないよう取扱いに特に配慮する個人情報を明確にするため、要配慮個人情報の定義を第2条に加えることとします。

3. 改正箇所解説

② 要配慮個人情報の取扱いの規定

第6条第3項／要配慮個人情報の収集制限

新	旧
3 実施機関は、 <u>要配慮個人情報</u> を収集してはならない。ただし、法令等の規定に基づくとき、又は霧島市個人情報保護審議会の意見を聴いた上で、 <u>要配慮個人情報</u> を取り扱う事務の目的を達成するために必要があると実施機関が認めるときは、この限りでない。	3 実施機関は、 <u>思想、信条、信教及び犯罪歴に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報</u> を収集してはならない。ただし、法令等の規定に基づくとき、又は霧島市個人情報保護審議会の意見を聴いた上で、 <u>個人情報</u> を取り扱う事務の目的を達成するために必要があると実施機関が認めるときは、この限りでない。

<解説>

行政機関個人情報保護法は、要配慮個人情報の収集制限の規定を設けていませんが、霧島市個人情報保護条例においては、これまでの間、収集制限の規定を設けて、センシティブ情報に関して、収集を制限していました。

行政機関個人情報保護法の規定に合わせて、条例の収集制限の規定を廃止すると、市の個人情報保護制度の後退につながり、適切ではないと考えます。

したがって、現行の収集制限の規定を残しつつ、これまでの間、収集制限を行っていた「思想、信条、信教及び犯罪歴に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報」を「要配慮個人情報」に改め、引き続き当該個人情報の収集を制限することとします。

3. 改正箇所解説

① 個人情報の定義(個人識別符号)の明確化

第7条／電磁的記録の定義規定の見直し

新	旧
第7条 実施機関は、本人から直接書面(電磁的記録を含む。)に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。	第7条 実施機関は、本人から直接書面(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録(第26条第1項及び第55条において「電磁的記録」という。)を含む。)に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

<解説>

電磁的記録については、第2条第1号で定義したため、第7条の所要の改正を行う。

3. 改正箇所解説

② 要配慮個人情報の取扱いの規定 第14条第1項第7号／個人情報ファイル簿等への記載

新	旧
(7) 保有個人情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	(新設)

<解説>

行政機関個人情報保護法では、「個人情報ファイル簿」に要配慮個人情報の有無を記載することとされましたが、地方公共団体においても個人情報ファイル簿等(個人情報取扱事務登録簿も含む。)に要配慮個人情報の有無を記載することが適当であるとされたことから、第14条に規定する個人情報取扱事務登録簿に要配慮個人情報が含まれる旨を明記します。

3. 改正箇所解説

① 個人情報の定義(個人識別符号)の明確化

第17条第1項第2号及び第17条第2項／保有個人情報の開示義務

新	旧
<p>(2) 開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と_____照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>2 開示請求に係る保有個人情報に前条第2号の情報(開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。)が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。</p>	<p>(2) 開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)_____又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>2 開示請求に係る保有個人情報に前条第2号の情報(開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。)が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等_____の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。</p>

<解説>

個人識別符号として定めるべき符号は、それそのものから特定の個人を識別することができるものであり、保有者によって特定の個人を識別できるか否かの判断が異なることはないものです。

そこで、氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別できる個人情報(他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるものを含む。)と並列するものとして、「個人識別符号」を追加することとします。

4. 条例の施行日

公布の日から施行予定

※経過措置なし

※公布の日は、平成29年10月6日頃を予定

※改正個人情報保護法及び改正行政機関個人情報保護法は、平成29年5月30日に施行

5. まとめ

個人情報保護条例の見直しの内容

① 個人情報の定義の明確化

- ・個人情報の定義について、個人識別符号は、行政機関個人情報保護法等と同じ定義にすることが適当
⇒行政機関個人情報保護法等と同じ定義に改正します。
- ・個人情報に他の情報との照合により特定の個人を識別することができるものを含むことが適当
⇒定義を「他の情報と容易に照合することができるもの」から「他の情報と照合することができるもの」に変更します。

② 要配慮個人情報の取扱いの規定

- ・要配慮個人情報の定義には、行政機関個人情報保護法の改正により、要配慮個人情報と規定された情報を含めることが適当
⇒行政機関個人情報保護法の要配慮個人情報の定義を含めるため、条例第2条の定義に「要配慮個人情報」を加えます。
⇒これまでセンシティブ情報として取り扱っていた成年被後見人等の情報が行政機関個人情報保護法の「要配慮個人情報」に含まれていなかったことから、規則を改正し、要配慮個人情報の定義に含めることとします。
- ・個人情報ファイル簿等に要配慮個人情報の有無を記載することが適当
⇒個人情報事務取扱簿に要配慮個人情報の有無を記載するよう変更(規則を改正)します。
- ・要配慮個人情報の収集制限については、行政機関個人情報保護法の個人情報の保護の範囲を超えるものであり、収集制限については、行政機関個人情報保護法の趣旨を踏まえながら、各団体において適切に判断することが必要
⇒収集制限は、住民にとってメリットになるので、規定を残します。